

(仮称) 留寿都風力発電事業環境影響評価準備書に係る知事意見

本事業は、虻田郡留寿都村において計画された風力発電事業であり、約476haの対象事業実施区域に、出力最大75,600kW(単機出力4,200kWの風力発電機18基)の発電所を設置する計画となっている。

対象事業実施区域のほぼ全域が重要野鳥生息地(IBA)に指定されており、当該区域及びその周辺では希少猛禽類等の重要な鳥類の生息が確認されているほか、当該区域近傍でハイタカの営巣木が確認されるなど、これらの鳥類の繁殖等への影響が懸念される。さらに、当該区域及びその周辺ではササダケカンバ群落などの自然度の高い植生やホソバツルリンドウなどの重要な植物種が確認されており、これらの重要な群落及び植物種への影響が懸念される。

また、対象事業実施区域は支笏洞爺国立公園に近いほか、洞爺湖有珠山ユネスコ世界ジオパークに接しており、当該区域周辺の主要な眺望点からは同国立公園の特筆すべき景観資源である羊蹄山や洞爺湖などが眺望でき、これら眺望景観への影響が懸念される。

さらに、これらの懸念などを背景に、地域住民や関係団体はもとより関係市町村長からの、本事業に対する意見が多数認められている。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を確実に回避又は低減するため、事業者は次に示す事項について真摯に対応すること。

1 総括的事項

(1) 準備書の不備について

ア 本準備書に掲載の現存植生図については、特に動植物や生態系に対する影響の予測の基礎となる重要な情報であるが、一部の植物群落の区分が現状と異なっている。このため、追加の現地調査を実施するなどにより正確な植生図を作成した上で、動物、植物及び生態系に対する影響について、改めて予測及び評価を実施すること。

イ 本準備書では既存道路を拡幅する計画としているが、その改変区域が示されておらず、当該工事に伴う水の濁り、動物、植物及び生態系等に対する影響が不明である。また、建設機械の稼働による大気質(窒素酸化物及び粉じん等)、騒音及び振動については、環境影響評価の項目の選定に当たって、既存道路の拡幅工事の影響が考慮されていない。このため、拡幅工事による影響を考慮した上で環境影響評価項目を適切に選定するとともに、当該工事に伴う影響について、改めて予測及び評価を実施すること。

ウ 本準備書は、上記ア、イで示した事項のほか、全般にわたり多くの誤記や不整合な記述が見受けられるなどの不備が認められ、信頼性の低いものとなっている。このため、準備書の記載内容を十分に精査の上、適正な内容に是正し、評価書に反映させること。

(2) 準備書における環境影響評価の妥当性について

本準備書において事業者は、環境影響評価項目のほぼ全般にわたり、環境影響は実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価している。

しかしながら、2の個別的事項で示すとおり、予測及び評価の科学的根拠が示されていない項目や、環境保全措置の検討が十分とは言えない項目が散見され、環境保全措置が適切ではない項目については、事業の実施により重大な環境影響が生ずるおそれがあるほか、科学的根拠

に基づく適切な予測及び評価を行っていない項目については、環境影響を回避又は低減できるとする評価の妥当性が確認できない内容となっている。

このため、複数の専門家等からの科学的知見の聴取を含め、科学的根拠を示した上で予測及び評価を行い、その結果に基づき風車の位置を変更するなど、重大な環境影響を回避又は低減するための適切な環境保全措置を検討すること。また、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合は、確実に環境影響を回避又は低減できるよう、事業の規模を縮小するなど、事業計画の見直しを行うこと。

(3) 調査不足の是正について

本事業の環境調査については、方法書手続き前から現地調査を行う、いわゆる前倒環境調査が行われている。前倒環境調査自体は環境影響評価制度上認められているものであるが、当該調査を行う際は、事業計画の変更や知事意見等を踏まえ、調査範囲や時期など、必要に応じ適切な軌道修正が求められるものである。

本事業は、これまで事業計画の大幅な見直しがあり、特に方法書から準備書に至る過程では東側の区域の一部が拡張されているが、当該拡張区域を中心に、動植物及び生態系に関する調査項目の多くで調査不足がみられ、追加調査など柔軟な対応が行われたとは言い難い。

このため、2の個別的事項で示すとおり、調査が不足している可能性がある区域について追加調査を実施することにより必要十分な情報を収集した上で、改めて予測及び評価を実施すること。

(4) 地域住民等との相互理解の促進について

対象事業実施区域及びその周辺は、羊蹄山や洞爺湖など国立公園の特筆すべき自然景観等を観光資源とする温泉やリゾートのほか、地質遺産や自然環境の活用等を通じて地域振興に取り組むジオパークなど、優れた自然環境を背景に様々な経済・文化活動の場となっており、こうした活動への影響に加え、施設の稼動に伴う健康被害等を懸念する意見が多数認められている。

このため、こうした地域特性やこれらの意見を十分に踏まえ、地域住民や関係団体等の不安が払拭されるよう、情報提供や意見等聴取の機会を積極的に設けるとともに、疑問等に対しては丁寧かつ分かりやすく説明し、また、意見等に対しては誠意を持って対応するなどにより、地域住民等との相互理解の促進に努めること。

(5) 評価書の作成に当たっての留意事項について

評価書の作成に当たっては、予測及び評価の根拠並びに環境保全措置の検討経過を遺漏なく具体的に記載するとともに、一般に分かりやすい図書となるよう努めること。

(6) 準備書の公開について

本準備書については、縦覧期間は終了しているものの、住民等との相互理解の促進などの観点から、評価書の縦覧期間が終了するまで事業者のホームページに掲載するなど、継続した公開に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 本事業の実施により、工事用車両の主要な走行ルート沿いの登地区においては、工事用資材等の搬出入に伴い騒音が8～9dB増加し、類型指定はなされていないもののA地域の環境基準値を2～3dB上回ると予測され、著しい影響が懸念される。このため、工事用車両の速度制限など、十分に影響を低減するための環境保全措置を検討の上、改めて予測及び評価を実施するとともに、工事中の騒音レベルを監視し、必要に応じ追加の環境保全措置を講じること。

イ 本準備書では、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の評価において、地元住民等から苦情があった場合は苦情者からのヒアリングや原因調査を行うなどの対応策が記載されているが、「(仮称)留寿都風力発電事業環境影響評価準備書についての意見の概要と当社の見解」では、風車が原因と判断された場合の環境保全措置や関係市町村との協定締結など、より具体的な対応内容が示されていることから、評価書ではこれを反映させた対応策を記載すること。

(2) 動物

ア 対象事業実施区域の東側では、哺乳類の捕獲調査及び自動撮影調査が実施されていないほか、昆虫類の捕獲調査が実施されていない。また、本準備書において対象事業実施区域が拡張された北東端部では、鳥類のラインセンサス調査及びクマゲラの直接観察調査が実施されておらず、哺乳類の任意観察調査、鳥類の任意観察調査及びポイントセンサス調査、爬虫類及び両生類の直接観察調査並びに昆虫類の任意採集調査はいずれも春季に1回、コウモリ類のバットディテクターによる入感状況調査は夏季に1回実施されているのみである。

このため、特に北東端部を中心に、対象事業実施区域の東側における動物相が十分に把握できていない可能性があり、当該区域周辺の動物に対する影響の予測及び評価結果の妥当性が確認できないことから、追加調査を実施することにより必要十分な情報を収集した上で、改めて予測及び評価を実施すること。

イ コウモリ類については、風況観測塔及び樹高棒にマイクロフォンを設置し、高高度における音声モニタリング調査を実施しているものの、その調査結果を影響の予測及び評価に全く活用していない。しかし、当該調査結果は施設の稼働に伴うバットストライクの影響を予測する上で重要なデータとなり得るものであり、有識者等の助言を得るなどしながら当該調査結果を有効に活用し、改めてブレード回転域における飛翔の状況を踏まえた予測及び評価を実施すること。

ウ 対象事業実施区域のほぼ全域が重要野鳥生息地(IBA)に含まれていることから、方法書に対する知事意見において、当該IBAの選定経緯を踏まえ適切に調査するとともに、重要な生息地への影響が回避又は十分に低減されているかの観点から評価することを求めていたところである。しかし、本準備書ではこれらについて記載がないことから、当該IBAに対する影響について適切に予測及び評価を実施すること。

エ バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、その手法が具体的に示されておらず妥当性が確認できないものとなっている。このため、事後調査の手法について、その妥当性を示す科学的根拠を含めて評価書に記載すること。

なお、事後調査の手法は、死骸の見落としや他の動物の持ち去りによる過小評価を回避するため、専門家からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で複数年の調査とすると

ともに、発見死骸数に補正を施すモデル等を採用するなどして、その妥当性を確保すること。また、調査の結果、重大な影響が確認された場合は、稼働制限を含む環境保全措置の実施について検討すること。

(3) 植物

本準備書において対象事業実施区域が拡張された北東端部では、植生調査及び外来種調査が実施されておらず、また、植物相調査は春季に1回実施されているのみである。

このため、当該区域における植物相が十分に把握できていない可能性があり、当該区域周辺の植物に対する影響の予測及び評価結果の妥当性が確認できないことから、追加調査を実施することにより必要十分な情報を収集した上で、改めて予測及び評価を実施すること。

(4) 生態系

ア 注目種の選定基準及び選定理由が明確でなく、生態系への影響の予測及び評価の妥当性が確認できないことから、文献調査や現地調査、専門家等への意見聴取等に基づき選定基準を見直し、選定理由や根拠を明確にした上で注目種を選定し、必要に応じ改めて影響の予測及び評価を実施すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺には既に侵略性の高い外来植物が生育しており、本事業の実施に伴うそれらの分布域の拡大により、重要な動植物種や生態系への影響が懸念されることから、実効性のある拡散防止策を講ずるとともに、その効果を確認しながら、必要に応じてさらなる対策を実施すること。

ウ 対象事業実施区域の東側では、上位性注目種ノスリ及び典型性注目種エゾタヌキの餌資源量調査が十分実施されておらず、また、本準備書において対象事業実施区域が拡張された北東端部では、エゾタヌキの生息状況調査は春季に1回実施されているのみである。

このため、特に北東端部を中心に、対象事業実施区域の東側におけるノスリ及びエゾタヌキの餌資源量並びにエゾタヌキの生息状況が十分に把握できていない可能性があり、当該区域周辺の生態系に対する影響の予測及び評価結果の妥当性が確認できないことから、追加調査を実施することにより必要十分な情報を収集した上で、改めて予測及び評価を実施すること。

(5) 景観

ア 方法書に対する知事意見において、景観に対する影響については地域住民や観光客、国立公園利用者などの個人や関係団体に対してフォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえて客観的に評価することを求めていたところである。本準備書では、聞き取り調査は実施されているものの、その手法は被験者に対し方法書時点の配置案(24基)と準備書での配置案(18基)のフォトモンタージュを提示して印象を聞き取るもので、結果の取りまとめに当たっては両配置案に対する回答を比較していることから、基数の少ない準備書配置の方が肯定的な印象となる可能性が高いことが想定され、調査手法が妥当とは言いがたい。

また、観光客等を対象とした主要な眺望点(5地点)の聞き取り調査結果について、地点ごとの個別の結果が示されておらず、主要な眺望点のそれぞれに対する影響の程度が確認できない。

さらに、住民に対する聞き取り調査については2町村の各1地点のみで実施されており、

被験者数も合計 31 人にとどまっていること、また、留寿都村の調査地点では風車が全く視認できない地点のフォトモンタージュを用いていることから、地域住民の意見を十分かつ偏りなく収集できていない可能性がある。

このため、評価書においては、聞き取り調査の手法、調査地点数及び被験者数などの妥当性を客観的に説明することとし、それができない場合は他の適切な手法により、十分な調査地点数や被験者数を確保できるよう改めて聞き取り調査を実施し、主要な眺望点ごとの影響の程度を明らかにすること。

イ 方法書に対する知事意見において、フォトモンタージュの作成に当たっては、四季を通じて風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとするとともに、実際の視覚的印象を反映したものとすることを求めていたところである。しかし、本準備書に掲載のフォトモンタージュについては、四季を通じていないもの、雲などにより見えやすさや目立ちやすさが最大とは思えないもの、また、実際の風車の大きさなどの視覚的印象（見え方）より小さく感じるものがあることから、方法書に対する知事意見を十分に踏まえ、改めて調査、予測及び評価を実施すること。

ウ 対象事業実施区域の周辺は、羊蹄山や洞爺湖など特筆すべき景観資源を有する支笏洞爺国立公園が存在し、その優れた自然景観を観光資源とした国内でも有数の観光地となっており、景観への影響について特に配慮が必要な地域特性を有しているが、上記ア、イで指摘したとおり、聞き取り調査の手法やフォトモンタージュの作成が適切とは言い難い。

このため事業者は、本地域が景観上重要な地域特性を有していることを十分認識の上、専門家に加え地域の景観価値について熟知している関係地域の市町村の意見を改めて聞くとともに、上記ア、イを踏まえて客観的に調査、予測及び評価を実施し、影響の回避又は低減について最大限努めること。